

## 埼玉県特別支援教育就学奨励事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及びその趣旨に基づき、埼玉県（以下「県」という。）が支給する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援教育を受ける児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について県が支弁することに関して必要な事項を定めるものとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

### (関係規程)

第3条 就学奨励費の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「政令」という。）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省政令第20号）
- (3) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）
- (4) 特別支援学校への就学援助に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号通知。以下「算定要領」という。）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編。以下「事務処理資料」という。）

### (対象児童等)

第4条 就学奨励費の支弁の対象となる児童等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (2) 県に包括される市町村が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (3) 県内の私立の特別支援学校に就学する児童等
- (4) 県が設置する高等学校に就学する視覚障害のある生徒

- (5) 県に包括される市町村が設置する高等学校に就学する視覚障害のある生徒
- (6) 県内の私立の高等学校に就学する視覚障害のある生徒

(支給対象経費及び対象額)

第5条 県が保護者等に支給する対象経費とその範囲及びその対象額は、交付要綱別記1から別記4に定めるとおりとする。

(保護者等の提出する書類)

第6条 児童等の保護者等は、原則として世帯の収入額及び需要額に関する資料（以下「収入額・需要額調書」という。）を、校長を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

2 収入額・需要額調書には世帯の収入額の算定に必要な書類を添付するものとする。なお、次に該当する保護者等は、収入に関する市町村の証明書に併せ、それぞれ次に掲げる証明書を添付するものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等に入所している児童等の保護者等

就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書

(2) 児童福祉法に定める指定療育機関に入院している児童等の保護者等

療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

3 児童等の保護者等が次のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書の提出をそれぞれが確認できる書類にかえることができる。

(1) 世帯の収入額が政令第2条第3号に該当すると自ら認め、補助金の全部又は一部の給付を辞退する児童等の保護者等（ただし、一部の給付を受ける場合にあっては、できる限り収入額・需要額調書を提出するものとする。）

(2) 児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等

4 特別支援学校等の児童等の保護者等が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等に該当する場合は、収入額・需要額調書のほか、それぞれを証明する書類（市町村、福祉事務所の長又は民生委員の証明）を提出するものとする。

(支弁区分の決定)

第7条 県教育委員会は、政令及び算定要領に基づき保護者等の負担能力の程度に応じ、政令第2条に規定する区分を決定する。

(経費の支給)

第8条 就学奨励費は、各特別支援学校等の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給しなければならない。ただし、政令第4条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定めるほか、交付要綱及び事務処理資料による。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。